

【第2回公共事業等審査会】

平成23年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県学校厚生会館 2階 大会議室

平成23年11月14日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

1 開 会

(事務局より出席委員の確認・配付資料の確認・公開についての審議)

会長

それでは、議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず、次第2(1)審議案件、新規事業「県営住宅整備事業 宝塚安倉住宅」の追加説明に入りますので担当課長より御説明方よろしくお願い申し上げます。

2 審 査

(1) 審議案件(新規事業 県営住宅整備事業)の追加説明、質疑

事務局より「県営住宅整備事業 宝塚安倉住宅(建替)」について説明

事務局

「県営住宅整備事業 宝塚安倉住宅」の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

お手元の資料のうち右肩に資料2 追加資料と書いてある資料を御覧いただきたいと思います。前回御指摘いただきました項目は資料の1ページに記載しております。5項目ございますが、一つ目が雨水流出抑制対策にかかる評価の視点の変更について、二つ目が建設予定地における建物の浸水対策について、それから三つ目が緑化にかかる樹種の選定について。それから四つ目が本建て替え事業における低炭素社会への寄与について、それから五つ目が施設管理に対する入居者の積極的取り組みへの誘導について、以上の5項目でございます。

各項目についての説明をさせていただきます。2ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、雨水流出抑制対策にかかる評価の視点の変更について御説明いたします。雨水流出抑制対策は流域対策として治水上の観点から地域の安全安心の確保に寄与するものですので、次のページの別表1の県営住宅整備事業の効果と合わせまして評価の視点の見直しを行うことといたします。

次に建設予定地における建物に対する浸水対策について御説明いたします。4ページの別図1を御覧ください。これは武庫川流域の最大浸水深図でございます。この図のうち赤

線で囲んだところが宝塚安倉住宅の場所でございます。小さい図面で数字が読みにくくて申しわけありませんが、武庫川本川の1 / 100年確率での浸水想定では本事業の敷地において最大で1.36mの浸水が想定されております。このため建て替えに当たりましては、電気室やポンプ室などの設置高さを浸水想定高さ以上とするなど、洪水等による浸水時にも設備関係のインフラが使えるように実施設計の中で検討いたしますとともに、入居者の方々には想定される浸水の深さを周知するなどの減災対策にも併せて務めることにいたします。

なお、建設予定地における下水道の整備状況ですが、下水道事業者であります宝塚市に確認いたしましたところ、本敷地周辺は1 / 6年確率で降雨強度45.75mm/hと想定した下水道の整備が完了しており、内水につきましては敷地の北側にございます西田川ポンプ場から大堀川へ排出する計画となっております。昭和58年以来浸水被害は発生しておりません。

次に緑化にかかります樹種の選定について御説明いたします。敷地内の緑化及び屋上緑化のための樹種の選定に当たりましては、ヒートアイランドの抑制に対する効果や「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」、いわゆるブラックリストに掲載されております有害な外来種等を排除するなど、生物多様性への配慮に重点を置きまして入居者の管理負担の軽減にも配慮しつつ、実施設計の中で適切な樹種選定を行うことといたします。

次に、本事業における低炭素社会への寄与について御説明いたします。高層化により空間利用効率を高め周辺県営住宅の集約を行い、環境の負荷に配慮した住宅整備に取り組むということで、低炭素社会の実現に寄与するとともに、太陽光発電設備の設置、それから省エネ型設備機器の採用などによりまして環境負荷の低減にも配慮することといたします。

最後に施設管理に対する入居者等への積極的取り組みへの誘導について御説明いたします。入居者の施設管理に対する積極的な取り組みへの意識啓発をはかるために、太陽光発電設備それから雨水流出の抑制対策、屋上緑化、グラスパーキングなど、当住宅の先進的な取り組みについて入居者周辺住民等へ周知する看板設置など積極的にPRをしていくことといたします。

次の3ページを御覧いただきたいと思います。別表1の県営住宅整備事業の効果についての修正箇所を御説明いたします。雨水流出の抑制につきましては先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

5番目の地球環境への貢献の環境への配慮といたしまして、太陽光発電、省エネ型設備

機器の採用など環境に配慮した住宅への建て替え及び集約に修正をいたしました。また効果項目に緑化の推進という項目を設け、生物多様性に配慮した植栽、グラスパーキング、屋上緑化などの整備を該当する事業内容といたしました。

以上のことを踏まえまして、最後に評価調書の修正でございますが、一番最後のページを御覧いただきたいと思っております。まず事業目的の中で環境に配慮した住宅への集約という文言を追記いたしました。次に、雨水流出抑制対策につきましては前は環境適合性の欄に書いておりましたが、評価視点の安全安心の項目に位置づけをいたしました。また評価視点の3、環境適合性につきましては集約による低炭素社会への寄与について追記するとともに生物多様性への配慮についても記載いたしました。

なお、前回御説明いたしましたが、事後評価につきましては、本件工事の完成時期と同じ時期に「県営明石松ヶ丘住宅」の事後評価を行う予定としておりますため、本件については事後評価の対象外にしております。

以上で追加説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

駐車場への一時貯留にとまないとしまして前回は申し上げましたように、こういう空間貯留を行った場合には、あとの掃除など、そこにお住まいの方々にいろいろ御不便をおかけすることになると思うのですが、その分例えば家賃を安くするなどの配慮はなされることになるのでしょうか。

確かよく覚えておりませんが、大分昔、20～30年前ですけど、大阪府の住宅の空間貯留をやっている随分古い団地ですけども、確か通常の価格よりその分安くされているように聞いたことが、あるのですがいかがでしょうか。

事務局

現時点では家賃算定の根拠の中に組み込むというのは難しいと考えております。ただ、例えば全く敷地外の水についても貯留するという効果があるのでしたら、そういうことも考えられるのですが、今は考えておりません。

委員

今そういうことを申し上げましたけど、県のほうでは総合治水を進められるので、条例

化されるということは、逆に言いますと、法律で縛った県民の義務という考え方をとれば、そういったようなことも必要ではと思いますが、また御検討よろしく願いいたします。

事務局

住宅管理のほうとも検討させていただきます。

会長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、御質問もないようでございますので、県営住宅整備事業についての質疑は終了させていただきます。

(1) 審議番号 2 「県営住宅整備事業 宝塚安倉住宅(建替)」についての審査

会長

次に説明を要する質疑がございませんでしたので審査を行いたいと思います。「県営住宅整備事業 宝塚安倉住宅」の建て替えについて、新規着手妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、どうもありがとうございました。御異議がないようですので以上のように決定いたします。なお皆様からのいただきました主な御意見につきましては答申文作成の際に反映させていただきたいと思います。

会長

それでは、引き続きまして議事次第 2 (2) 継続事業の審査に入ります。まず継続事業の審査案件、道路事業 2 件についてまとめて御説明をよろしく願いいたします。

(2) 審議案件(継続事業)の説明、質疑

1 事務局より道路事業(継続)について説明

審議番号 1 (国) 4 2 6 号豊岡バイパス

審議番号 2 (一) 竜泉那波線

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御質問・御

意見はございませんでしょうか。簡易審査案件の道路事業「(国)426号豊岡バイパス」も合わせて御質問いただければと思いますが、簡易案件につきましては、昨年この会で、新たに計画通りの進捗が見込め、残事業期間が2～3年未満であり完了目途が立っている事業に関しましては、事前に委員の方に資料をお目通しいただき、この会では説明は省略するということですが、御質問に関してはこの会で受けたいと思っておりますので、合わせて御質問・御意見もいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員

豊岡バイパスの件で、道路が必要であることはわかるのですが、先ほどの地図で見ますと、円山川が氾濫することが非常に多く、天井川でJRの下はかなり低いと思います。JRの下をくぐると言われましたが、冠水が心配されます。その対策はどうなっているのでしょうか。

事務局

これはほかの道路も同じですけども、基本的には降雨など対してはポンプ施設をつけて排水するような計画をしております。ただ災害で河川があふれたような場合、この部分についてはやはり冠水する危険性があります。

委員

以前違う道路では、地下に潜ると非常に工事費がかかるので、近隣の反対されている方も多かったけれども、陸橋になったかと思うのですが、皆さんの合意で地下ということになったのでしょうか。

事務局

こちらの場合は、鉄道のJR山陰本線のほうが周辺の平地部より高いところを走ってございますので、そういった場合は道路を下に潜らせたほうが全体的に工事費も安くなりますし、また下へ潜らせることについても地域の方の合意を得ておりますので、今回は下へ通す計画とし、今工事を実施しているところでございます。

会長

はい、ありがとうございます。

委員

全く同じ質問をしようと思っていたのですが、そうしますと先ほどの参考資料で御説明いただいた1ページの「災害時の救助・救援活動の支援」とありますけど、これが機能しなくなるのではないのでしょうか。

つまりこの効果はうたえないのではないのでしょうか。今アンダーパスの浸水というのは

これからの減災対策において、あふれる、浸水することを前提にいろいろ戦略を練るとい
う、大きな考え方の変換があります。例えば、大阪府などでも寝屋川があふれた場合にア
ンダーパスの浸水というのは非常に大きな問題になっておりまして、そういう意味で災害
時このルートが使えるということは、ここには書けないのではないかと思います。

事務局

これにつきましては、一般的な効果項目というのは12項目ございますが、該当する場
合は右に丸印を書いております、当該事業の場合は丸印を入れていません。

委員

はい、わかりました。

会長

ほかに、どうぞ。

委員

豊岡バイパスですけれども、将来的には、この今回整備の部分と市道を一体化して国道
426号のバイパス道路としようという将来的な展望があるように思うのですが、おのお
の将来の管理区分と道路のランクについて、つまり、市道とこの今回整備される部分が、
バイパスとして機能する一連の連続した整備になっているのかどうか、その辺をお聞かせ
願いますでしょうか。

事務局

今豊岡市にお願いしているのはこちらのバイパス区間でございまして、将来的には豊岡
市道を国道に取り入れるということで、国道426号として国道に編入いたします。

それに伴いまして、現在の国道426号は円山橋を渡りまして、この間は国道312号
と重複しておりますが、国道178号へというルートで走っているわけでございますけど
も、この間の国道426号につきましては豊岡市のほうへ市道として引き継ぎ、そのかわ
り今現在豊岡市道で管理している分を国道の区域に編入するという形で豊岡市とは協議を
調べているところでございます。供用についてもこういう形としております。

こちらの市道につきましては、既に整備済みで供用してございます。

会長

以前にも道路はネットワーク機能が大切だということで、長期的な展望やネットワーク
機能がどのような形で満足されているかという御意見をいただいておりますが、今回も
そのような御意見でございました。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

委員

道路-13のところに道路の横断図面がございます。先ほど御説明があったのですが、これは交通量全般で書いてございますが、この歩道が人と自転車が同じところを通るとい
う点について、近年は、都市部が中心ですけれども、道路の供用に関して、歩行者道と自
転車道と一緒にすることについて、最初からこのようにうたって提供されることになっ
ているのかということについて教えていただきたいのと、この交通事故の軽減効果でお示し
になっておられるのは、純粹に車両に関しての事故なのか詳細がおわかりなのか、教えて
いただけますと、その効果等の関連がよく理解できるのですが、いかがでしょうか。

事務局

まず標準横断図でございますが、今回の計画箇所は、道路 14の航空写真を御覧いた
だくとおわかりかと思いますが、周辺が山間部のところをバイパス整備しておりまして、
そういったことも勘案しまして現在は幅員3mで自転車と歩行者が同じところを通る計画
とさせていただきます。

それから2点目の費用対効果と事故の関係でございますが、最初にB/Cで出てきます
道路 18の交通事故減少便益につきましては、一般的なB/Cのマニュアルに基づきま
して、マニュアルに記載しておりますとおり、自動車の車線の増加や交差点の数といった
ことを中心に算定するものでございます。

また道路 17についてはこれまでの事故の件数を記載しておりますが、赤の点線の部
分と赤の実線の部分が両方できますと、市街地の黄色の×印の部分の交通が転換すると想
定しており、傾向的に交通事故が減るであろうと私どもは考えております。以上ござい
ます。

委員

交通事故のほうから教えていただきたいのですが、道路-17のところに載っている件
数というのは過去5年間の合計で、7件/年の交通事故が発生しているということですね。

事務局

そうです。

委員

わかりました。これは車両も人の事故もまとめてということで考えた方がいいのですか。

事務局

はい、そのとおりでございます。

委員

なぜこだわるかと言いますと、これを拝見しますと、上に小学校や中学校がございます。ということは、このあたりがどんな通学のシステムをとっているか存じ上げませんが、そのあたりの配慮があって状況を緩和しようという目的が先ほどの話にも出てきていると思うのですが、であるとすれば、逆にその通行に関して歩行者と自転車とを一緒にすることについて、何か今のところ問題はないのでしょうか。

事務局

もう少し詳しく説明させていただきますと、先ほど言いました緑ヶ丘地区でございますが、ここから下のほうに、那波中学校というのがございまして、そこに通学されている現在の自転車の台数が144台/日でございます。また現在の1工区ですが、今の状況で歩行者が131人/日と自転車が21台/日、トータルで296人台/日ということでございます。

兵庫県では、150人台/日、いわゆる150人の人と自転車が一日当たり通るところについては自歩道で整備するというので、自歩道は現在のところ幅員3mで整備ということになっております。自転車と歩行者両方の通行としますとやはり幅員3mの自歩道が必要であると考えています。

委員

ということは自転車と歩行者両方が通行というのを前提としているので、幅員3mという前提で今回整備されると理解したらよろしいのですか。

事務局

そういうことでございます。

会長

はい、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

委員

今の件と、道路交通法の改正で自転車が車道を通らなくてはいけないということとの関係はどうなっているのでしょうか。対策が大変だと思うのですが。

事務局

実際に道路交通法というのは警察のほうなのですが、車道を通さずに歩道を通すということについては、警察と道路管理者とでどうやっていくか相談をしていかなければいけません。例えば、兵庫県の道路につきましては、都市部のような幅員がございまして、地方部のかなり利用者が限定されているところに一律に自転車を歩道で通行するかどうかということについては、これから議論していかないとはいえないと思っております。

委員

この地域だけの問題ではなく、全県的な問題として警察とよく協議をする必要があると思います。

それからもう一つですが、道路 16 で竜泉那波線は冠水しないのですか。

事務局

かなり山の中を走っておりますので、台風による冠水はいたしません。ただ、今回の県が発表した津波では、国道250号の臨海部が浸水区域に含まれております。ただ竜泉那波線自体は高いところにありますので津波には強いという状況です。

この場合は津波よりも、過去の代表例として平成16年度の台風ということを挙げさせていただきましたが、台風により、ここに示してある道路が市役所まで冠水して通行止めになったようなことが過去に何回かございますので、これができますと市役所については国道2号から直通ルートが確保できるという利点がございます。以上でございます。

会長

どうぞ。

委員

自転車の事故が増えているというのは報道されているところですが、交通事故の相談や事件などで、自転車対自転車の事故ですとかそういったものも増えていまして、歩道を走行している自転車と自転車が衝突ということもよくあります。

こちらの道路の幅員を広げることが狭い県道で難しいところもあると思うのですが、現実には非常に危ない状況が続いていまして、最近の警察の方針で車道を走れということになっていますけれども、そうすると車を運転される方はもちろんおわかりだと思いますが、自転車が車道を走りますと車のほうは本当に冷や冷やするという状況もあります。簡単に解決できないいろいろな問題であるとは思いますが、新たな事業、新たに道路をつくられるときには、地方と都市部ということでいろんな自由度等の問題や地方部ではそれほど必要がないということもあるのかもしれませんが、やはり十分な手当てをしていかなければならないと思います。

会長

そのような御要望が出ましたので、将来的には御配慮をお願いできればと思います。

事務局

道路街路課の事業ではないのですが、兵庫県でも、山手幹線という神戸市から尼崎まで行っている片側3車線、両側6車線の道路がございまして、まだはっきりとは決まってい

ませんが、その1車線をつぶしてそういう自転車道にという対策も場所によっては進めております。当然我々も自動車と自転車の事故が起こらないとか、歩行者と自転車の事故が起こらないとかいう点について、当然これからも配慮していきたいと考えております。

会長

はい、ありがとうございます。

では私のほうから、前回の審査会の意見として用地買収は9割を超えている進捗度となっていることから積極的に早期に実現に向けて進んでほしいというのが5年前に出されております。

残念ながら実際は用地買収がかなり難しいということで、この5年間ほとんどできなかったということでございますが、それに対しては道路18の費用対効果で、工期がおくれる場合には社会的割引率がかかるということになっておりまして、どちらかというともBを割引率で減らしていくということになるのかと思っておりますが、それはこの数値の中では入っておりますでしょうか。

事務局

B/Cの算定の中では工期が延びる分だけその割引率を掛けて算定はさせていただいております。

会長

それはどこに入るのですか。

事務局

総費用の中に算定をさせていただいております。

会長

コストのほうに入っているということですか。

事務局

はい。

会長

はい、わかりました。

事務局

それで用地買収が進んでいないという話でございますけども、この場合は、権利関係が輻輳いたしておりますのと、いわゆるバブルの時代にこの用地に対して抵当権の設定やお金の融資をしたりしており、その方と今交渉をしまして、なかなか実態に合わない回収の要求をされているので、なかなか進んでおりません。ただこれにつきましては土地

収用法を視野に入れて今手続の協議を進めておりますので、今回の場合は平成25年度までには買収を終えたいと考えております。

会長

ほかに何かございませんでしょうか。多くの御意見をいただきましたが、次回に資料あるいは新たな調査を要求するという質問はなかったと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、道路事業につきましての質疑は終了させていただきます。

(2) 2 道路事業(継続)について審査

会長

先ほど申し上げましたように次回に説明を要する質疑等がございませんでしたので、ただいまから審査まで実施したいと思います。

審議番号1(国)426号豊岡バイパス

会長

審査案件1「道路事業(国)426号豊岡バイパス」について継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、それでは以上のように決定いたします。

審議番号2(一)竜泉那波線

会長

それでは、審査案件2「道路事業(一)竜泉那波線」について、継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、それでは以上のように決定させていただきます。なお本日皆様からいただきました御意見につきましては、答申文作成の際に反映させていただきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして街路事業に入ります。担当課長より御説明よろしく願い申し上げます。

(2) 1 事務局より街路事業(継続) について説明

審議番号 3 (都) 園田西武庫線(御園工区)

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御意見・御質問はございませんでしょうか。はいどうぞ。

委員

この事業は前からの懸案となっておりまして、整備が急がれるところだろうと思うのですが、この工場の用地買収が完成した後、トンネルを掘るのには大分時間がかかるのでしょうか。というのは、とりあえずトンネル以外の部分供用というのは無理なのでしょうか。この街路-7の上の写真の のところではもう地下に入っているということになるわけですか。

事務局

地下に入りますのはこの写真では、マンションを過ぎてすぐ斜め上のあたりから入っていきます。

委員

そうするとやはりトンネルができないと、この道路の供用開始はできないということになりますね。

事務局

そうです。

委員

ということは、事業着手において、効率性という点ではどこから整備していくかという問題があるわけですか。

事務局

そうです。街路 11 のところに工程表を出しているのですが、現在ここに大規模工場の専用の踏切がありまして、それを仮で移設しなければならなく、この工程表の工事のところの上段で仮設道路踏切設置としておりますが、さらにこれをするにはそれに関連する相手さんの物件がありますので、そこをまず移転していただかなければなりません。そう

というのが終わって次にJRのアンダーの本体にかかります。JRのアンダーについては今JRと正式に協議をしておりますが、やはりほかの箇所でもこの規模では4年ぐらいかかっております。どうしてもJRを上に通しながら工事をしますので、時間的に制約があり、最終的には平成30年までかかるというような工程となっております。

委員

わかりました。それからもう一点、街路2の黄色の線のところで、これは大阪側との関係になるのですが、山手幹線について大阪側は何か考えておられるのでしょうか。なかなか難しいのでしょうか。

事務局

これは何回も議会での質問もあるのですが、今のところは、毎年大阪側と連絡調整会議などを重ね、兵庫県のほうは早くつないでほしいという要望はしているのですが、大阪のほうはこの黄色のところよりももう少し東のところで現在事業をやっており、それを順次進めていくということで、なかなか県境のところまで来るのにはまだ時間がかかると言われております。

会長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員

これは兵庫県の中でも顔となるような主要な案件でずっと長年かかっていて、ここまで来ましたので、ぜひお願いをしたいと思ひまして申し上げます。

自転車のことと関連しながらですが、まず参考資料の3ページの3のところ「道路・街路事業の効果」の資料をつけていただいておりますのでこれに沿ってちょっとお願いをさせてもらいたいのですが、(2)費用対効果に含まれない効果の安心・安全の確保の平時ですが、交通安全対策で、それに該当する事業内容では歩道の整備だけとなっておりますが、先ほどからここでも少し議論になりましたように、自転車道に関しての整備についてもこの項目にぜひお加えをいただければと考えましたので、発言をさせていただきました。

交通安全対策が自動車と自動車、自動車と人ということはもちろんありますが、今後、環境の観点からも自転車の利用が少なくなることはないと思われしますので、ぜひ項目をお立ていただけたらということをおもう次第です。

この本件に戻りまして、まだ本格的な道路整備には着手していない部分もあるので、ぜひここは先行的な案件として自動車と自歩道を分けてあることは拝見したらわか

るわけですが、歩道と自転車道の整備のモデルケースとして少し踏み込んだ工夫をしていただきたいと思います。

用地買収にこれだけ時間がかかっておりますので、それらもすぐに進められる状況になっていることはわかるわけですが、逆に社会情勢の変化を反映した今日的な枠組みとしていただいて、ぜひモデルケースとなるように対応いただくことができないかなというお願いですけれどもいかがでしょうか。

事務局

街路 10 の横断図を見ていただきますと、現在の計画では自歩道で 4 . 5 m、それからここは停車帯も 1 . 5 m あるのですが、このあたりが先ほどの大規模工場に面している部分もありますので、御指摘の自転車の専用道路になるのか、例えば通行帯にするのか、そのあたりの検討が要ると思うのですが、何らかの対応を今後検討していきたいと思えます。

委員

できましたら自転車歩行者道の部分に関して明確な区分、これはもう諸外国ではやっているところがございますので、そのあたりを参照し、ぜひ兵庫県が全国に先駆けた事例としてやっていただければと思いますのでお願いしておきます。

会長

はい、どうもありがとうございました。特に後者に関しましては、事務局のほうの評価項目と関係してきますので事務局のほうも対応をお願いいたします。

事務局

はい、今おっしゃった自転車道の整備ということも交通安全の一つの柱として、今後改善に努めていきたいと思えます。

会長

はい、どうもありがとうございました。ほかにもございませんでしょうか。

委員

街路-11 の総括表の維持管理費ですが、これはどういう期間で計上されたのか教えていただけませんか。

事務局

維持管理は、費用便益比を出す際に供用時から 50 年間の便益を積み上げた形で便益を出していますので、その 50 年間についての維持管理費をコストのほうに入れております。

会長

よろしいでしょうか。私のほうから藻川工区に関する御説明がなかったと思うのですが、藻川工区はどうなっているのでしょうか。もう既に完成しているのでしょうか。

事務局

藻川工区は平成21年度に新規事業評価を受け、平成22年度から事業にかかっています。

会長

今回の再評価には藻川工区は入っていないということでしょうか。

事務局

はい、対象は御園工区だけでございます。

会長

そうですか。前回新規評価を受けているからということなのですが、今回同じ路線でありますので、状況とか背景も少し説明していただくと、ネットワークの関係やより効果的な道路の整備、それから途中で供用ができるかなど、その辺のこともよくわかるのではないかと思いますのですがいかがでしょうか。

事務局

藻川工区につきましては、平成22年度に事業に入りまして現在地元説明と橋梁の設計を今やっております。ここにつきましては、昔に幅員をあけてありますので、用地買収のほうは少なく済みます。

今後の予定としましては、新規事業評価のときに平成28年度を目標に進めておりますので、それに向かって藻川工区のほうも進めていきたいと考えております。

会長

藻川工区は平成28年、御園工区は平成30年完成という目標で進みたいということですね。

事務局

そうです。

会長

はい、わかりました。どうもありがとうございました。ほかに御質問・御意見はないでしょうか。

委員

地域の環境改善ということで、参考資料3の中で街路樹の整備ということが入っているのですが、この街路樹を植えると恐らくその管理費というような問題も出てきて、どうい

う植物を植えるかによっては先ほどの外来種のような問題も出てきますが、何かこの街路樹というようなものに対し、指針のようなものはあるのでしょうか。

事務局

一応県のほうで道路の緑化指針というものを作成しているのですが、ただ個別の現場ごとで検討し、どれが適切かということ在地元の方の意見等も踏まえながら決めておりますので、明確にこの場所でこれというものはございません。

委員

そうすると、ここにもまたブラックリストに掲載している樹木を持ってくるということもあり得るといえるわけですか。

事務局

今の段階では詳細設計のほうを進めておりませんので、いろんなご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

委員

毎回そのような緑化の問題が出てくるので、何か基本的な緑化の指針というものを、もう一度生物多様性を見直しておつくりになられたらどうでしょうか。ブラックリストはもちろん問題外で、例えばその緑化においても、結局、後の管理をしていないために樹木を植えないほうがもっときれいだというような場合も多くあります。別に今回ということではないのですが、そういうことを含めて、こういうようなものに基づいてやるということ、何か指針を出されたほうが私はいいように思います。以上です。

会長

はい、どうぞ。

事務局

今の御意見を十分踏まえまして、一つは街路樹の緑化だけではなく、道路法面等も含めて再度、今、外来種等あるいはブラックリストを含めた公共土木施設についての緑化の基準をもう一度明確にしようという形で今取り組みつつあります。その辺については、できるだけ早急に共通仕様書等で、きちりとした体制をつくっていきたく思っています。

また街路樹等の整備指針は、非常に概念的なものしか、今、県のほうにございませんので、今の御意見等を踏まえて、できるだけ具体的な県としての緑化の指針ができるように今後、検討をさせていただきたいと考えております。

会長

委員からの御意見もございましたが、何をすればいけないのかということが徐々に明ら

かになってきている状況を踏まえると、指針の変更というのも早急をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ほかにごさいませんでしょうか。どうぞ。

委員

今回初めてでもう一つよくわからないのですが、事業採択をしたのは平成9年です。前回評価時で完成予定が平成25年で、今回は5年延びて平成30年となっておりますが、これはやはり用地買収ができなく、これだけ延びたということなのですか。

それから、用地買収というのは非常に難しい面があると思うのですが、道路というのはこれほど時間がかかるものなのでしょうか。民間の感覚で言うと平成9年というと、もう何かずい分昔の話とってしまいます。

また、この藻川工区と御園工区以外のほかの黒色の線はもう全部完成しているということですが、今までその価値があらわれていないのでお金使っても全然無駄になっているということですか。この効果というのは全線開通しないと意味がないわけですか。

なぜこれほど時間かかるかという辺のところを説明していただくと私も理解が進むと思いますので、よろしく願いします。

事務局

なぜ、ここがこれだけおくらしているかということについてですが、先ほども出ましたこの大規模な工場が今回の工区の大部分を占めておりまして、ここについてはかなりいろいろな建物が密集して工場が成立しており、実際にこれにかかるところは少ないのですが、例えば先ほどの街路7の写真を見ていただくと、上側の工場の部分で、真ん中はあいているのですが、この道路は工場の中の道路ということで、現在専用的に工場の中で使われています。従いまして、それを機能回復するには、これだけの工場を動かしながら移転していただくということで、その移転工法の交渉にかなり時間がかかっていたというのが一番大きな問題です。今回のこの工区につきましては、街路の中でもかなり時間がかかっている工区というのは確かです。

もう一点、先ほどの地図の黒色のところが完成しているが、緑色と赤色の工区がつながっていないところですが、実際はこれがつながり大阪まで行けるのが一番効果を発揮するのですが、街路の場合はほかのこの縦の尼崎宝塚線や尼崎伊丹線とつながり今の黒のところでも効果を発揮するというので、次にこの二つの工区ができれば今以上に大阪までつながるといって効果が増すという御理解でお願いしたいと思います。

委員

大規模工場の理由はわかりましたが、これを計画したときには当然会社の基本的な了解は得て計画しているはずで、そうしないとまず計画そのものできません。

事務局

そうですね、都市計画のときに了解を得ております。

委員

それを計画してから、まだいろいろ移転するのに工場との話し合いでこれほど時間がかかったということですか。

事務局

細かいことを申し上げますと、いろいろこちらのほうで調査を行い相手に提示をしておりますが、相手のほうも古い工場ですので、自分のところで、例えば他の建物を改築するなど交渉の途中でしておりまして、それによりまた移転の工法の考え方が変わるなどというようなことが何回かありまして、ようやく今に至っているという状況です。

委員

わかりました。

会長

実は私も同じような意見を持っておりまして、途中までの部分を開放するという形で部分的な供用を行うことによって少しでも住民の方々のベネフィットに貢献するというのもあるのですが、なかなか全線供用ということについては用地買収が今一番大きなネックになっていると私も理解しており、その点については、先ほども社会的割引率という形で、おくれればおくれるほど負担が増えてくるという算定方法があるということで理解しております。

会長

ほかにございませんでしょうか。はい、それでは御質問も一通り出たようでございますので、これで街路事業についての質疑は終了させていただきます。

(2) 2 街路事業（継続）について審査

審議番号3（都）園田西武庫線

会長

ただいま、いろいろな方から御質問いただきましたが、追加、次回までに説明を要する資料に関する質疑がここでもございませんでしたので、本日で審査まで実施したいと思いま

す。

それでは、審査案件3「街路事業 園田線西武庫線」について継続妥当ということであるらしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、どうもありがとうございました。それでは以上のように決定いたします。なお今日いただきました皆様からの御意見につきましては、答申文作成の際に反映させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(休憩)

会長

はい、それでは引き続きまして、審議を進めさせていただきます。次は河川事業でございます。3件まとめて御説明よろしく願いいたします。

(2) 審議案件(継続事業)の説明、質疑

1 事務局より河川事業(継続)について説明

審議番号4(一)円山川(上流工区)

審議番号5(二)都志川

審議番号6(二)志筑川

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御意見・御質問はございませんでしょうか。簡易審査案件の河川事業志筑川も合わせて御質問いただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

委員

志筑川の件ですけれども、これは地元では今年の9月の浸水被害が非常に印象的かと思えますので、現在進んでおります事業が完成すればこの災害に対してどういう効果があるのかということについてはいかがでしょうか。

事務局

現在改修していますこの放水路の計画の計画規模ですけれども、これは今回の平成23年の台風15号の規模を満足できる規模でやっております。ということですので、もしこ

の放水路ができておればこの浸水被害が防げていたのですが、事業途中でこういうような災害が発生してしまったという状況にあります。

委員

ありがとうございました。

会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

円山川の改修のことなのですけれども、この台風の被害のときやその前も何度か通っているのですが、円山川はふだんは本当にきれいな景観でここを通るのも楽しみなところです。この断面図ですと改修した後、非常に直線的なのですが、河原はどのような仕上げになるのでしょうか。景観的にやはり今までの風情を残していただきたい。安全も大事なのですが、その川の直線的なところはどのような仕上げを考えておられるのでしょうか。

事務局

この断面は非常にわかりやすいようにということで、特に井堰や橋などの構造物をつくる場所は、この断面図のとおりきっちりブロックなどで固めてつくることになります。それは構造物に水が当たりまして水流が乱れますので、堤防といったところの浸食が起こりますと、危ないものですからそういうようにしますが、そのほかの部分ではできるだけ土の部分を残して植生が復帰しやすいようにといったことを考えながらつくっていくようにしています。

川底も真っすぐに書いていますが、できるだけ自然の流れでいろいろなみお筋ができるように工夫もしていきたいと考えております。

委員

それではできるだけ自然を残していただきたいと思います。それと、もともとこの円山川が氾濫し洪水が起こるといのは、山の状態にもよると思います。朝来町などはそうですが、ほとんどが人工樹林で下草が生えていなく、一気に水が流れ込むという状況なので山の整備も含めて今後を考えていただきたい、これは要望なのですが、また別な案件で出てくるかもしれませんのでよろしく願いいたします。

事務局

少しだけ補足しますと、特に平成21年の災害のときに山の整備のことも非常に話題とされまして、特に砂防事業ですとか治山事業のほうでは、山の保全について今まで以上の整備を進めていくように聞いております。

会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員

井堰の統合とあるのですが、井堰は水の流れを阻害するということですけど、そもそも井堰というのは何のためにあるのでしょうか。なぜこんなたくさんつくっているのかということが非常に疑問です。たくさんつくり、それをもう一回整備するのにまたお金がかかるわけです。なぜこれほどつくったのかと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局

川につきまして、我々は治水をやっていますが、もともと利水ということで特に農業では川の水を使うという大事な機能がございます。水を取るためにはこういった井堰を設けて、一定の高さから水を取れるようにしてあります。過去から大体コンクリートや石でつくったものが多く、こういう固定した井堰が残っております。

今我々が河川改修をしようとする場合、少しでも河川断面を広げるときに、上に上げますとだんだん水位が上がり危険性が増しますので、できるだけ下のほうに掘り下げたいという考え方があります。そうするとこの井堰を改良する、または取り除く必要があるのですが、そのときに取り除くわけにいきませんので新たな井堰をつくり変える必要があります。

この円山川ではたくさんの井堰がありますので、一つ一つ全部新たな井堰にするよりも、何とか一つの井堰に統合してできないかということを経営者の方といろいろ調整をさせていただきまして、今回は二つの井堰を統合するような計画ができたということになっております。

委員

各井堰ごとにも水利権が全部ついているわけですか。

事務局

一つ一つ個別の水利権があります。

委員

だから井堰を統合する場合は、工事というよりはその水利権の統合のほうがなかなか難しいのではないのでしょうか。

事務局

それですので、地元調整ができれば統合はできるのですが、原則はやはり従来の形で直してほしいというのがあります。

委員

井堰が洪水の原因だということは前にはわからなかったのですか。

事務局

河川の改修は延長も長く規模も大きいので、下流のほうから進めていきまして、上流のほうに井堰があって断面が厳しいところ、そのほかの理由により断面が厳しいところもございますが、そこまでなかなか一度にはできなく、そういうところがあっても順番を待っていただいている状況です。

委員

そういう意味ではなく、井堰をつくるときにはこれが洪水の原因になっているという判断をされていなかったのでしょうか。

事務局

現在の井堰は我々がつくったものではなく、かなり昔からあるものでございます。

委員

都市化の進展によって上流の保水力が弱まり流量の変化ができていくということも言えるのではないのでしょうか。やはり昔の水量と今の水量の差というものもあるのではないのでしょうか。

会長

そうですね。量的に増えているのと出水の時期が早くなっていることという二つの原因があるかもしれません。井堰というのは日常時の農作業用の権利として確保されているものとそれから洪水は緊急時ということになりますので、両方について両にらみをしながらということになりかねないと思いますが、その辺について県の方は御苦労していただいているのではないかと思います。

委員

お百姓さんは水を欲しいわけですから、そのときにはやはり水をとりたいということのほうで当然洪水を防ぐということよりも優先するということだと思います。

委員

今氾濫しているところは昔は家が建っていなかった可能性もありますね。

会長

そうです。はい、ほかにもございませんでしょうか。

委員

先ほど御説明いただきました資料-1の で、社会経済情勢の変化等により評価の必要

が生じた事業の中にこの円山川と志筑川が位置付けられているのですが、御説明を聞いておりました、どういう社会経済情勢の変化なのかということがわからなかったのので、教えていただけませんか。

事務局

要綱上この評価項目というのは ~ しかないものですから、社会情勢等の変化という形でこの二つの案件を対象としています。まず円山川につきましては先ほども言いましたように、事業規模の変更ということが、今回の審査に挙げ評価をしていただく目的でございます。志筑川の件は整備手法上、床上浸水対策特別緊急事業という国のメニューを使っており、これにつきましては5年目に再評価をなさいということから、今回再評価の対象としております。それを先ほど言いました要綱上の ~ の三つしかパターンがないものですから、社会情勢等の変化で「等」で今のその事業計画の変更、あるいは本来10年に一度のものを5年でやるという形で拡大解釈し、今は ~ という形で位置付けをさせていただいているということでございます。

委員

円山川のほうの事業区間を延伸したという背景に社会経済情勢があったのではないのでしょうか。

事務局

社会情勢等の変化の中には、事業を取り巻く社会情勢と事業の進捗状況からくる状況の変化があるかと思えますけども、円山川についてはこの前の平成21年の災害で、今回延伸する区間が浸水しました。かつ下流から事業を進めており、上流部のほうにも取りかかるだけの下流部の治水能力を得たことからこのたびその部分を延伸したいという形で、その事業が取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今が最適だろうという形でこのたび延伸について挙げさせていただいたということでございます。

委員

それは河川事業が進んだからできるようになったということではないのですか。

事務局

ここでは我々二つの要因を考えていまして、一つはもともとこの区間は河川整備計画の中で整備する区間になっていたのですが、事業を進めている区間には入っていませんでした。そういう状況ですから事業を進めているその下流の工区が終わらないか、あるいはある程度の状況が見えてこないとなかなか着手できないということで、手つかずの状況であったわけです。

ところが平成21年の災害がありまして、ここは何とか早くしてほしいという非常に地元の想いの変化がありましたので、何とか早くする必要はあるだろうという必要性が上がってきたこと、もう一つは下流ができなければということを考えていたその要因について、井堰の統合の目途やその近辺のネックとなっていた部分の改修の目途がついたという二つの要因から、今回この部分を事業区間として追加しようと考えた次第です。

委員

もともと事業に含めておくべき区間であったのではないのでしょうか。今御説明の中で、例えばこの事業評価調書にも「平成21年の台風9号云々」がありますので、それがあったので事業を見直したととらえられないのでしょうか。

これは裏返ししますと災害が起こらなかつたら事業をしないということになってしまうので、それは基本的な考え方に合わないと思います。下流区間の改修が終わろうが終わるまいが本来ここは今の御説明では河川の整備の対象にされていたわけですね。

事務局

まず、この事業を着手した時点、朝来工区は昭和63年に着手したのですが、どういう要因があったかわかりませんが、その当時は整備順位が遅かったということでここまで入っていませんでした。ところが、それから10数年たっていますけども、平成14年に河川整備計画をつくる際に、その後の変化などを見ながらやはりここは整備をする必要があるということで、この時点で整備の必要のある区間に位置付けられました。

ただ事業と計画の考え方がまだずれていましたので、事業区間までにはなっていなかったという状況がありました。それで平成21年の台風の後にその必要性、優先性のほうも上がり、事業に入っていなかったところについては今回できる見込みがついたということで、延伸しようとなったのが起因です。

委員

社会経済情勢の変化等によりというこういう分類しかないのだからここに入れたということなのですが、見る限りでは外的要因や外的環境が変わったら事業を見直すという話がありますけども、今の御説明ですと事業そのものの進捗、事業の内部の中での情勢変化ではないのでしょうか。下流区間のキャパシティが得られたから上流のほうもやる余裕ができたという、事業の展開による、事業内部の話であり、この外的な要因が変わったので事業を見直したというそういう話ではないように思ったのですがいかがでしょうか。

事務局

河整 1のところで事業を取り巻く社会経済情勢等の変化という記載があるのですけど

も、その上のほうの の文末に平成21年の台風9号の洪水があって河川改修の緊急性が高くなっているということで、計画はある中で事業を今まで予定していたときよりももっと前倒して、早くやる必要が生じたということで社会経済情勢の変化が出てきたというのが一つの要因になっているかと思います。

委員

その被害を受けたところが、以前は家がなく、その後家が建って被害が発生したという話であればわかるのですが、もともとあるところですよ。台風という自然現象が発生したわけであり、河川の計画の場合は50年間発生しなくても発生する確率ということを考えて整備をしますんで、そういう災害が実際に起こった起こっていないということに基づいて情勢変化とはとらえないわけです。河川の計画の枠組みが変わったとはとらえないわけです。そうしないと災害がずっと起こっていないからこんなところは河川改修して要らないというそういうような話と同じ話になってしまわないかと思います。

ですから、ここでなぜ平成21年台風9号が社会経済情勢の変化の一つの要因になるのでしょうか。これはたまたま起こっただけであり、災害を受けるポテンシャルを持っている家屋が新たに建つなどの市街地集落の変化があったわけではなく、もともとそういう災害ポテンシャルはあったと思います。

ですから状況が変化したわけではなくて、そういう災害が発生したという事実が発生しただけではないでしょうか。

会長

委員がおっしゃるのは多分こういうことだと思います。災害があったから工事をしますよという単純な論理では河川整備計画が台なしになってしまうということなので、河川整備計画の中でどうだったのかということと、それから河川整備計画が策定された後、人家がたくさん建ってきて、保全対象が増えてきているというような変化は社会経済情勢の変化としてみなせることができるので、それは守らねばならないということだと思いますが、災害があったという事実でもってそれを言うのは将来的に少しまずいのではないのかなというような御意見だと思います。

委員

河川整備計画はその災害が起こる可能性のあるものを全部取り上げてつくるけれども、予算の関係もあるから事業費の限度に合わせて事業計画はつくっていきましょうという形になっているわけですね。その事業計画の中で今まで盛り込んでいなかったけれども今回災害が起こったので、これはやはりその計画の中に取り込まなければならないということ

で今度取り込んだと、そういうことになるのでしょうか。

会長

この場所に関しての但馬の社会基盤整備プログラムはいかがでしょうか。

事務局

社会基盤整備プログラムの中に、この延伸区間は今入っていません。ですからこれは社会基盤整備プログラムも今度変更する必要があります。

事務局

必要性ということは前々からあるわけですが、先ほど委員もおっしゃられたように当然予算というものがございますので、その予算の中でどこから順番にやっていくかというプライオリティを考える中で、この災害が起きたので、この箇所のプライオリティがぐっと上がったということをとらまえて、社会経済情勢等の変化があったと説明をさせていただいております。

委員

その裏返しの理屈がひとり歩きするのがやはり恐いです。つまり災害が起こらなかったら、ものすごく災害発生確率が高いところでも事業は起こらない可能性もあるということになります。

それからもう一つわからないのは、延伸したのでコストが増えたとありますが、Bも増えたのでB/Cは1.2のままということになっていますけども、Bというのは延伸しようがしまいがあある外力規模を考えると氾濫する流域は同じですから、なぜBが増えたのかよくわからないのです。Cが増えるのはわかるのですが、新たに氾濫するところが増えたのかと錯覚を覚えます。

事務局

Bの算出をする際に、当初は事業区間として多々良木川合流点のところからその事業の効果ということで出しています。このたびは上流区間の神子畑川の合流点からということで算出し、たまたま数字が一緒になっているということです。

委員

当初の計画よりも氾濫する地域が増えたということなののでしょうか。前は対象になっていなかったということですか。しかし、現象的にはある外力を想定したらそもそも本当は氾濫していたはずですよ。今考えたから新たにBの中へ算入したということですか。

例えば氾濫解析をしたときに、もしこの今回の新たに対象になったところも計算に入れていたならばBはもっと大きかったのではないかと思うのですが、それを考えていなかった

ただで、つまりBを計算していなかっただけではないのでしょうか。外力は変わっていないですね。

事務局

はい、同じであります。

委員

ですから、それが今回事業対象になり氾濫が見えてきたのでBの中に入れたということで、前ももし事業対象区間であれば氾濫していることになっているのではないのでしょうか。詳細がわかりませんが、範囲が増えたからBが増えたということは、計画が変わったのか、外力が大きくなったのかと思ってしまう。

委員

自然的なB/Cということから考えれば委員のおっしゃる通りだと思います。ただコストに見合ったBを考えた場合には、コストを追加した部分はその見合うBの部分も増えてきているのではないのでしょうか。事業全体で算出すると委員がおっしゃるように確かに変わらないと思います。ただ今度の場合は事業費を絞っていますから、その追加した事業費に見合ったBが今回ここには加算されていると考えれば、コストが増えればその分Bも増えると考えられます。

会長

今の議論から見るとなかなか委員の御理解が得られないかもわかりませんので、社会経済情勢の変化とは何かということに対する問題と、先ほどのB/Cのこの二つに関して追加説明資料をお願いし、次回もう一度詳しく御説明いただくということでもよろしいでしょうか。

委員

お願いします。

会長

はい、ほかに河川に関してどなたかございませんでしょうか。

委員

今回の資料の追加で、技術的な知見が変わりその事業が変化したというような記述も社会経済情勢等の変化に入るのかということをしてきたら追加説明いただけたらと思います。

会長

そのような御意見も出ましたので、計画されている間に技術的な変化があった場合、社会経済情勢等の変化という形でそれをとらまえることができるかどうか、これは定義の間

題としますので、追加説明をよろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか、どうぞ。

委員

ここは、すごく礫河原のきれいなところなのですが、もしかすると工区の中に入っていないかもわからないのですが、カワラハハコという絶滅危惧種の集中的な分布がこの円山川の県管理区域内にありまして、それに対しての配慮が十分できているのかどうかというのをお聞きしたいです。あとは文章上で「生物の多様な生息環境」というような言葉が出ているのですが、植物の場合は「生育環境」で動物の場合は「生息環境」なので、生物とくと「生活環境」という形で直したほうがよいのではないかと思います。

会長

はい、どうもありがとうございました。専門的な表現法に関して御意見をいただきましたので次回御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

委員ご指摘の二つ目の御意見については修正させていただきます。一つ目の御質問についてはまた報告させていただきます。

会長

ほかにございませんでしょうか。私のほうから、都志川の河整 10 ですけども、前回の審査会の意見の対応方針として「砂州部をトレンチ状に開削することとして」というような文言が入っているのですが、これは前回から今回に至るまでもう既に開削されたのか、それとも今回の河床掘削の中でそれが入っているのでしょうか。

事務局

トレンチ状と書いているのですが、どうしても砂州の部分で堆積しますので、洪水等の発生後に随時、維持管理の中で進めております。

会長

そうですか。この砂州は山砂起因の砂州ですか、それとも海砂起因の回遊性によるものなのでしょうか。

事務局

今資料を持っていないので確認できないのですが、海砂系だと思います。

会長

原因が違おうと幾らやっても同じことになる可能性があります。

委員

河口砂州の問題ですが、確か以前も現場を見せていただいて砂州のことを質問したような記憶があるのですが、このようにラッパ状に河口が広がっているから余計溜まってしまふようなことにはならないのでしょうか。砂州が防波堤のところについていますので、沿岸方向には海からの漂砂は断たれていると思います。ですから山砂起因だと思います。それで、こういうときはむしろ導流堤をつくり河口を絞り込みフラッシュさせるようなやり方をすると思いますがいかがでしょうか。

この河口の処理というのはものすごく難しいと思うのですが、今のままでは恐らくネズミの追い駆けというか、溜まれば掘る、溜まれば掘ると、ずっと切りがない形になりますので、何らかの抜本的な対策が必要なのではないでしょうか。

会長

私は漂砂の滞留によって防波堤に砂州がくっついているので海砂系ではないかと思っています。山砂系であると砂州が縦に伸びます。それで御質問した次第です。

委員

では北のほうからきた沿岸漂砂ですね。

会長

はい。また御検討いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

委員

「洪水流による」と書いてあるのですが、これは専門用語なのですか。

委員

洪水流という言葉はフラッドフローですから、専門用語としてあります。

委員

洪水流とは、また災害がないと対策ができないというわけではないですね。

会長

そうです。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

河整 16 の費用便益比で、算出根拠の総便益の数値が円山川の数字と同じ数字になっております。

事務局

これは修正させていただきます。

委員

この総便益比であるB/Cはよくわかるのですが、これをどういう形で使うのでしょうか。例えば、総便益比が高いところを優先的にするのか、あるいは総便益比が1より下であればやらないのか、これを出してどのように理解して使うのかその辺のところ教えて下さい。例えば洪水で氾濫するところは1以下でもやらなければいけない部分というのは当然あるわけですよね。高いところを優先的にやるなどの活用の仕方をしているのでしょうか。

事務局

このB/Cが高い低いだけで優先順位を決めることはないのですが、今これを出しているのは、少なくとも事業をするときのチェックとして1以上はあるということは確認しております。

委員

必ず1以上ではないとやらないということですか。

事務局

基本的には、1を下回るところは、例えば浸水があっても人家があまりないとか、そういったことで便益が出てこないようなところとなっていますので、そういったところは当面はしないということにしております。

委員

洪水が出て被害が少ないから工事はやらないということですか。

事務局

こういう大々的な事業はせずに、例えばそこだけの手当てで安全性が確保できるような場合はそういう手当てをしています。

委員

移転させるとかそういう意味ですか。

事務局

例えば河床を部分的に掘ったり護岸を立てたりなどのような手当てをする場合はありますが、このような事業評価にかかるような規模の事業をするということまでは至らないというようにしております。

委員

それはあくまで事業評価にかかるのは1以上についてやるということに決めておられるということですか。

事務局

それは確認しております。

委員

それでなるべく高い方から順にやるということですか。

事務局

いろいろ比べて、その数字だけで順位を決めるということではなく、一つの目安として
います。

会長

よろしいでしょうか。いずれにしましても、都志川に関しましては次回、資料の修正を
合わせて提出方よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかにございませんでしょうか。

委員

今おっしゃったことは重要だろふと思ひますので、我々も費用対効果だけでものを見て
はいけないよということを決えず気にしてありまして、その一つのあらわれとして、ここ
に書いてあります費用対効果に含まれない効果というものも考えなければいけないという
ことで、この審査会で特にこういう項目を付けてもらっています。

一元的には費用対効果がやはり優先度を持つのですが、同じ事業を比べたときには費用
対効果以外の効果も考えなければいけないということは重視していかなければならないと
思ひます。

会長

よろしいでしょうか。それでは御質問たくさんいただきましてありがとうございました。
御意見もたくさんいただきました。一通り出たようでございますのでこれで河川事業につ
いての質疑は終了させていただきます。

追加説明をお願いいたしました円山川と都志川につきましては次回に再度御説明いた
だくように資料の準備方よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 2 河川事業 (継続) について審査

審議番号 6 (二) 志筑川

会長

志筑川につきましては追加資料の説明がなかったと理解してありますが、よろしいでし
ょうか。

では、志筑川につきましてはの審査をここでさせていただきたいと思ひます。

審査案件6「河川事業(二)志筑川」について継続妥当ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、それでは以上のように決定いたします。

はい、どうもありがとうございました。それでは志筑川につきましては継続妥当とさせていただきます。

会長

それでは、引き続き本日の最後でございます。都市公園・港湾事業に入ります。担当室長より御説明よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 審議案件(継続事業)の説明、質疑

1 事務局より都市公園・港湾事業(継続)について説明

審議番号7 尼崎の森中央緑地

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきましたことに関して何か御意見・御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

公港 9のところに費用便益比とありまして、費用のところでは維持管理費の金額が出ていますけれども、これは今御説明のありました継続事業評価関係資料の26ページによりますと公園供用後50年間の維持管理費の総額ということでしょうか。

事務局

はい、そうです。一部開園、全園開園の予定、施設内容も全部わかっておりますので、それぞれの、例えば園路や広場、植栽の管理費について全部積み上げ、ライフサイクルコストを50年間で計算した数字でございます。

委員

そうしますと、今第1工区のプールですとかスケートリンクがある施設が開園しているということなのですが、第1工区の維持費には毎年約2億円ということなのですが、それに第2工区、第3工区の緑地の事業完了後の管理も合わせて50年間で91億300

万円という試算だということでしょうか。

事務局

そういうことでございます。

委員

そうしますと、今現在第1工区の維持費が約2億円要しているという御説明を現地見学でなされたかと思うのですが、50年間で約100億円ですので、この維持管理費50年分というのは少な目に見積もってあるということですか。

事務局

現在価値化の4%の割引率により低減となりますので、割引率をあてはめると単純計算の値と違ってきます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

結局この第1工区から第3工区までのすべての公園が開園したときに一年当たりどのぐらいたいのコストがこの公園を維持していくのにかかるのか、それだけのコストをかけてこの公園が要るのかという意味ではこのB/Cというよりも県民、市民としては一番わかりやすい計算ではないかと思ったのでお尋ねしました。

事務局

今の時点で、最終的に50年後では約3億5,800万円の計算となっています。それは割引率で計算しますと低減されてきます。

委員

一年で3億5,800万円ということですか。

事務局

そうです。今の時点で比較しますので、それに割引率がずっとかかりますと、今の時点で約7,000万円になります。基本的に言ってその4%の割引率の議論は別にありますけれども、マニュアル上、この事業にかかわらずすべての事業において割引率は4%で実施しているというところでございます。

会長

社会的割引率ですね。

事務局

B/Cにつきましては、本当はこちらも説明しにくいのですが、マニュアルに従い、旅

行費用法と効用関数法で算出しております。前回と比べて1.2が2.7となっていますのは、事業採択のときは利用圏域の対象範囲を15km範囲で算出しておりましたが、今回は20km範囲で算出しており、それは実際に開園してからの利用状況アンケートなどを見まして現在約86%の方が20キロ圏域から来られているという状況からでございます。

そういう意味では、用地費、現状約3割地価が下がっているということや、プールの整備を公共ですべてやる場合とPFI事業でやる場合を比較して約2割我々の計算では低減されていることを加味すると、コストのほうも変わっているということでございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

公港 3のところにある資料について教えていただきたいのですが、(2)有効性・効率性、あとB/Cに多少関連するかと思えますけれども、公園利用による効果で、スポーツ健康増進施設には年間約40万人という記述があるのですが、これは年間の平均値であろうかと思うのですが、利用実績がわかれば教えていただきたいのでお願いいたします。

事務局

参考資料3 継続事業評価関係資料の28、29ページのところでございます。28ページからがスポーツ健康増進施設のPFI事業の概要でございます。PFIのシステムや施設の内容を28ページに、それから先ほど低減と言いましたVFMの21%の減というのを29ページの上を示してございます。一番下に、平成18年のオープンからの現在までの利用状況を示してございます。

左表の白抜きがこのPFIの事業者、SPCというのですが、そこと契約している当初計画の利用者数の見込みで、濃い紫色が実績です。右表は運営収入でございます。現在27万人、38万人、40万人、46万人という利用者数の状況になっておりまして、これは幸いにしまして右肩上がりできており、今年度も46万人を超える見込みでございます。

それから収入でございますが、これが右側の表で白抜きが当初計画、右側の濃い紫色が実績です。少し波がありますが当初計画に対して押しなべてこの5年間のトータルで言えば大体とんとんぐらいになっています。

例えば平成22年度で見てくださいと、計画の4億1,100万円に対して4億5,300万円の収入があったということになっておりますが、この収入につきましては、県とSPC事業者で、プラスになっても1対2、マイナスになっても1対2でリスク分担をするという計画になっております。平成22年度の場合は、幸いにしてプラスになったの

で4,200万円を1対2で分けまして、1,400万円が県の収入、残りは事業者のインセンティブになったというような状況です。これを17年間の契約をしております、これに基づいて順次事業を推進し、この結果を踏まえて先ほど利用者の40万人と申し上げました。

委員

ありがとうございました。最後に今のところで17年間続けていくのは、その都度契約していくということなのですか。

事務局

PFI事業は最初に契約し、毎年の委託管理費は毎年の県の予算で支払いますが契約は一本です。ですから県としてはSPCと、利用者数なり収入がどうかということモニターリングのうえ、四半期ごとにチェックをしております。

委員

参考資料3 継続事業評価関係資料の28ページでは、PFIの契約は20年間となっておりますがどういうことでしょうか。

事務局

私が申し上げましたのは運営計画の契約で、20年間というのは設計施工の契約から20年間です。いわゆる運営契約としては17年間の契約を別にしております。事業としては20年間のスキームです。

委員

今すごく人気でアリーナとかプールとかは大にぎわいのようですけれども、施設が老朽化、社会的陳腐化していき、また新しい施設ができると、この施設に対する費用が必要ですが、その費用はどうなるのですか。

事務局

今は契約の中で大規模修繕と小規模修繕に分けており、大規模修繕については県でやることになります。それから小規模修繕はその契約の中でSPCにやってもらうという仕分けになっております。

委員

そのときにまた審査するわけですか。

事務局

そこはもう契約しておりますので、双方で協議するということになります。陳腐化は当然予測され、利用状況の変化をどうとらえるかということなのですが、今のところまだ大

きな変化はないものと考えております

委員

そうですか、わかりました。うまくいけばよいですが。

事務局

そこは事業者も民間ですので、その辺は彼らのノウハウとなります。

委員

社会の変化もありますから、人気の種目も変わってきますね。

事務局

現在は良い環境にあると思っております。

会長

この審査会の要綱では、5年後にもう一度再評価ということになります。

委員

そうですね。わかりました。

委員

今委員がおっしゃった点で、大規模修繕も先ほどの維持管理コストの算出の中に入っているのでしょうか。

事務局

入っております。

委員

それから、50年後で年間3億5,800万円とおっしゃった維持管理コストは全部県の負担なのでしょうか。それとも国の負担分もあるのですか。

事務局

維持管理費は全部県の負担です。当初整備するときに約80億円かかっておりますけども、このうち50億円は国庫補助事業です。ですから、やり方はいろいろあるのですが、BTO方式ということで、建設しそれを県に帰属し、整備には補助金が入っておりますので施設は県のものであります。

会長

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

場所的に非常に不便なところにありますので、なるべく多くの方が利用できるように公共交通サービスなど、交通アクセスに対する配慮もぜひしていただければより多くの方が

利用していただけるのではないかと思いますのですが、その点はいかがでしょう。

事務局

P F I 事業を行うときに第 1 工区の駐車場 2 0 0 台があるのですが、そこは無料です。それから現在もまだ整備途中なのですが、阪神高速湾岸線の下が駐車場として使えるように 8 0 0 台考えておりました、そこも駐車場として使っていただく予定です。それから公共交通ですが、阪神バスを出屋敷の駅から出しております。それからあまがさき健康の森株式会社、これが S P C の正式名称ですが、シャトルバスを運行しております。これは無料なのですが、J R 立花駅、阪神甲子園駅、それから西宮市の武庫川団地方面の 3 路線で対応しております、これらのバス路線を使っていただいているという状況でございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

前のときも出ましたが、公共交通の件の御質問が出ましたので、現在どれぐらいの本数があるのかということをお教えいただけますか。

事務局

最初は阪神の尼崎駅からスポーツの森という路線で一日 1 6 便 8 往復でした。事業を進める中で S P C と県と協議しまして、こういう改善のほうが良いということで、昨年平成 2 2 年 5 月より阪神の出屋敷駅から一日 2 7 便 1 4 往復と改善しております。シャトルバスもそうなのですが、バス停や便数は収入に影響しますので、その辺について両方で話し合いしながら改善しております。

会長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。できるだけ多くの県民の方々に来ていただけるような仕組み、仕掛けが必要だという御指摘もあったかと思えます。ほかにございませんでしょうか。はい、それでは、御質問も一通り出たようでございますのでこれで都市公園・港湾事業 尼崎の森中央緑地についての質疑は終了させていただきます。

(2) 2 都市公園・港湾事業 (継続) について審査

審議番号 7 尼崎の森中央緑地

会長

次回に説明を要する資料の質疑はなかったと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それではこの事業につきましては審査まで実施したいと思います。

会長

審査案件7「都市公園・港湾事業 尼崎の森中央緑地」について継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

はい、ありがとうございます。それでは、継続妥当と決定いたします。

なお、本日皆様からいただきました御意見につきましては答申文作成の際に反映させていただきます。

本日予定をしておりました案件はこれですべて終了いたしましたので、本日の審査会はこれで終了致します。皆様方の御協力に対して深く感謝いたします。議事進行に当たりまして御協力いただきましてありがとうございました。

3 連絡事項

(事務局より次回の審査会の予定等について説明)

4 閉会

以上